

会 務 月 報

第362号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第3回指導運営委員会議事概要

日 時 平成25年2月7日(木) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：田畑光三

委 員：佐々木章、飯窪功児、藤井均、若林亮、

炭谷文彦、福島安信

(欠席：新沼義雄 副委員長)

担当副会長：山下卓治

事務局：高津、北野、恩田、鈴木、野出

＜配布資料＞

資料1 平成25年度指導運営に関する事業計画(案)

資料2 平成24年度上半期苦情の解決業務実施報告書(個別
レポート) (委員による修正版)

資料3 苦情の実例教材の原稿(案)

参 考 苦情の実例教材のページレイアウト(案)

議事1. 平成25年度指導運営に関する事業計画について

平成25年度指導運営に関する事業計画(案)について、資料1に基づき事務局から説明がなされた。平成25年度は苦情の実例教材を用いて研修会を実施する予定であることから、事業計画の「建築士事務所向けの苦情の実例教材の調査・研究」の部分に「研修会の企画」の文言を加えることとした。

議事2. 平成24年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)のとりまとめについて

平成24年度上半期苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)のとりまとめについて、資料2に基づき事務局及び各委員より説明がなされ、各委員において修正された個別レポートの

内容を確認した。また、一部、単位会への再確認が必要な案件があったため、事務局で対応することとした。

今期は提出された個別レポート数が少なかったため、次期(平成24年度下半期)の個別レポートとあわせて印刷物としての事例集を作成することとし、今期分はデータで各単位会へ送付することとした。

議事3. 建築士事務所向けの苦情の実例教材のとりまとめについて

建築士事務所向けの苦情の実例教材のとりまとめについて、資料3及び参考資料に基づき事務局から説明がなされた。

今回で教材の原稿が一通り揃ったため、指導運営委員会では中身を確認することとし、各委員が全体の査読をすることとした。事務局で、重要な文は太字で表記することや、小見出しはわかりやすくカッコで括る等、原稿の全体構成を整理した後、各委員に送付し、3月20日までに指摘事項等があれば事務局に連絡することとした。

また、製本時にはページに行数を表記するとともに、なるべく挿絵等を入れて読みやすくなるよう配慮することとした。

研修会の講師については、ブロック協議会ごとに講師講習会を開いて講師を養成するという意見や、講義をDVDに録画し販売する等の意見が出された。法律部分については、民事調停委員や地元単位会の顧問弁護士に、苦情の実例部分については単位会の指導委員等に講師をやってもらえば良いという意見があった。その他、研修会の内容はためになるが、採算がとれるか気になるという意見があった。また、テキストは単体でも販売することとした。

研修会の実施要項については、2月中旬に事務局案を作成し、各委員に送付することとした。

次回日程 平成25年5月9日(木)

14:00～16:30

■平成25年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成25年3月7日(木) 13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 33名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者5名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平

理 事 上原伸一、奥田修一、北 泰幸、河野 久、
佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、中山茂樹、
新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、村山高文、
横須賀満夫、吉田 敏

監 事 栗原憲昭、林 陽郎

欠 席 者 (表決委任者) 理事：秋野卓生、浅野善治、
金子敏夫、富田 裕、
森野美德

欠 席 者 監事：外木場久雄

事 務 局 北野芳男参与、恩田利昭事務局長、戸谷泰子広
報・渉外担当課長、前田敏明総務課長、吉田 茂
調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐々木宏幸理事

(3) 議決事項

1) 第37回建築士事務所全国大会(三重大会)実施要項の
承認の件

田端全国大会運営特別委員長・三重会会長より、第37回
建築士事務所全国大会(三重大会)実施要項(案)について

資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「建築の原点 文化・魂と技の継承」とし
て平成25年8月9日に三重県営サンアリーナ(伊勢市)
を会場として開催する。大会行事はパネルディスカッショ
ン、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティ
等を行う。記念講演は「建築の原点・祈りと歓び」を演題
とし、講演者は栗生明氏(建築家/株栗生総合計画事務所
主宰)を予定している。また、大会参加費は4,000円、記念
パーティ参加費は12,000円とし、収支予算総額は4,880万円
となっているとの説明がなされた。

議長より、第37回建築士事務所全国大会(三重大会)
実施要項の承認について諮ったところ、異議なく、これを
承認した。

2) 管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費配分の合意
内容の承認の件

朝岡教育・情報委員長より、管理建築士講習に係る平成2
5年度以降の経費配分の見直しについて資料2によって次
の趣旨の説明がなされた。なお、この議題について、一方の
提案者側の当事者となる団体に所属する鈴木眞生理事は議
決に加わらず退席したが、次の3)から9)の議決事項につ
いては出席した。

管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費配分の見
直しは、平成24年3月7日に建築技術教育普及センターと
合意した基本合意書の考え方に沿った内容である。平成25
年度以降の経費配分の1名あたりの総額(税別)はセンター
8,289円、日事連1,950円、単体会4,761円となる。特記事項
等の基本部分の考え方は平成24年度と同様である。

議長より、管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費
配分の合意内容の承認について諮ったところ、異議なく、こ
れを承認した。

3) 一般社団法人移行に伴う定款施行細則及び諸規程の変更承認
の件

宮原総務・財務委員長及び事務局より、一般社団法人移行
に伴う定款施行細則及び諸規程の変更について資料3、資料

3-1、資料3-2によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本会は、内閣府公益認定等委員会から一般社団法人移行の認可基準に適合すると認められ、平成25年4月1日より一般社団法人へ移行する予定である。これに伴い、新定款も同日に施行される。新定款の施行に伴い、定款施行細則及び定款施行細則に規定された諸規程について必要な変更を行いたい。主な変更内容は、団体名称の社団法人を一般社団法人に変更すること及び施行日を平成25年4月1日施行とすることのほか、所要の規定の変更である。定款施行細則及び諸規程の変更は理事会での決議が必要である。定款施行細則の主たる変更部分は、新定款との整合性を図るための変更であり、諸規程のうち、旅費規程では宿泊料の支給について明記し、表彰規程については年次功労者表彰該当者を緩和する内容の変更である。

この説明について上原理事から次の2点について質問がなされ、回答された。

- ①表彰規程の第3条で「本会の構成員・・・」となっているが、「構成員」ではなく「指定代表者」ではないか。
- ②常勤の役員の報酬に関する規程は常勤役員が退職するまでこの規程が適用されるのか。

①の質問については、構成員は新定款施行細則第3条で単位会の会員を「構成員」と呼ぶことができる旨が規定されている。指定代表者は新定款第6条第2項で正会員は、本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め会長に届け出なければならない旨が規定され、指定代表者は通常は単位会の代表者である会長である。表彰規程では単位会の会員も表彰対象にしているためこのような規定となっている。

②の質問については、任期中はこの規程が適用される。
議長より、一般社団法人移行に伴う定款施行細則及び諸規程の変更の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 平成24年度会費減免申請の承認の件

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

会費規程第2条第2項により岩手会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費1事務所についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。

議長より、平成24年度会費減免申請の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) (有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善等に係る方針の承認の件

参与より、(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善案について資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

これまで公益法人としての日事連及び単位会は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（公益法人の指導監督基準）により(有)日事連サービスの株を保有できなかったため、現在の(有)日事連サービスの出資者（株主）は、(有)日事連サービスの役員及び日事連のブロックの単位会役員である個人となっている。株の個人所有は相続による株の移転の問題を抱えているため、その対策をとる必要がある。(有)日事連サービスの顧問税理士からも、株式の相続問題の回避について早急な対策を指摘されている。

(有)日事連サービスの設立の趣旨は、日事連構成員事務所に対する「建築士事務所賠償責任保険」の普及である。その普及の促進を図るため、(有)日事連サービスの役員についても、単位会の意見を反映した役員選出の方法をとる必要がある。(有)日事連サービスは、平成7年の設立以来今日まで順調に伸展し、每期利益を上げてきている。日事連と(有)日事連サービスとの連携を強化する観点から(有)日事連サービスの経営のあり方等についての日事連としての方針を打ち出す必要がある。今般、日事連及び単位会が新しい法人制度に移行することにより、従来の公益法人指導監督基準の対象とはならないため、これを機に(有)日事連サービスの出資者及び役員選出の改善案をまとめた。

① 改善案の骨子

- i. 出資者については、株の相続問題を回避し、永続的、安定的な株の保有を図るため、株の個人所有から法人としての日事連及び単位会の所有とする。日事連14株・7

0万円、単位会（各単位会1株を保有）46株・230万円。安定的な株の保有を維持するため、単位会以外の者へ譲渡できないこととする。従って、仮に単位会が日事連を退会する事態になった場合は株を一時的に(有)日事連サービスに移管する（定款又は株主協定書に盛り込む）。(有)日事連サービスは、原則として自社株を保有しない。

ii. 役員の選出については、単位会が(有)日事連サービスに出資し、経営に参画するとの意識を高めるとともに、役員の選出についてもブロックからの選出枠を設け、単位会が(有)日事連サービスの経営に参画することにより、単位会と(有)日事連サービスの連携強化を図る。

②今後のスケジュールは、本日の通常理事会で方針を決定し、3月28日の全国会長会議で方針説明、了承後の6月の(有)日事連サービス株主総会から実施したい。

議長より、(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善等に係る方針の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の開催日の承認の件

事務局より、第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の開催日について資料6によって次の趣旨の概要説明がなされた。

平成27年度第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の主管会となる茨城会より、開催日を平成27年10月16日とし、茨城県立県民文化センターを会場として実施したい旨の連絡があった。

議長より、第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の開催日等の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 第60回通常総会議案の承認の件

①平成25年度事業計画の承認の件

平成25年度事業計画案について資料7-1によって、次の趣旨の説明が高津専務理事、宮原総務・財務委員長、朝岡教育・情報委員長、泉谷業務・技術委員長、富岡広報・渉外

委員長、田畑指導運営委員長よりなされた。

25年度は、建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

特に、重要課題である建築設計・監理業の確立のため「（仮称）建築士事務所法」について、さらに議論を深め、関係団体や国民の理解も求めながら、その実現に向け取り組む。

i. 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。平成25年度は、一般社団法人へ移行するとともに、平成24年度に検討した財政改善を具体化する年であり、支出を抑えつつ効率的な会の運営に努める。また、日事連建築賞及び建築士事務所全国大会（三重大会）の実施が例年より2カ月ほど早まることから、円滑な実施に向け単位会等と連携し取り組んでいく。

ii. 教育・情報に関することでは、建築士事務所の適切な運営・管理を目指し、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について、単位会との緊密な連携の下、円滑な研修運営と積極的な研修開催の推進を図る。また、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に属する建築士の資質の維持向上等を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進及びインターンシップに関する調査研究等の事業を推進する。

iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務・技術に関する諸課題への活動を行う。また、建築士事務所賠償責任保険制度の推進、業務・技術に関する講習の検討などを行う。

iv. 広報・渉外に関することでは、都道府県及び市区町村に対し、建築士事務所の建築設計・工事監理業務の適正かつ円滑な実施及び公共建築物の設計等の発注に関する日事連・単位会の共同要望を実施するとともに、単位会が

実施する建築士事務所キャンペーン事業への支援及び会誌の充実等広報活動を行う。

- v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）を基にした事例集を単位会へ提供し、苦情の解決業務のより一層の体制確立を図るとともに、建築士事務所向けの教材を使用した研修会等を実施する。
- vi. 東日本大震災への対応に関することでは、東日本大震災後に岩手、宮城及び福島に単位会に設置した「建築復興支援センター」の活動を通じ、相談業務、地域型復興住宅の推進等を中心に、引き続き本年も、復旧・復興に向けた支援活動を行う。
- vii. 基本問題検討に関することでは、日事連が提案する（仮称）建築士事務所法についてその気運の醸成を図り、会員及び建築関係団体等から意見を求め、その実現に向けた施策を講じていく。また、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。
- viii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している、地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。
- ix. 適合証明業務登録機関に関することでは、適合証明技術者が適正に適合証明業務を遂行するよう、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、登録制度の適正化に向けた取り組みを行う。

②平成25年度収支予算の承認の件

- 平成25年度収支予算案について資料7-1及び資料7-2、参考によって、次の趣旨の説明が専務理事よりなされた。
- 平成25年度収支予算は、財政検討特別委員会での検討結果

報告（平成24年11月29日理事会承認）を踏まえ、次の方針で作成した。今回の予算案は財政安定に向けた予算方針に沿った予算案となっている。

- i. 諸会議及び委員会等の回数減。平成25年度より一般社団法人へ移行し、新定款が施行されることにより、従来3月下旬に実施していた予算総会を実施しないこととなるため、総会、全国会長会議及び常任理事会が、従来より各1回減となる。さらに経費削減を図るため、総会及び全国会長会議の実施会場の見直し及び定例的な委員会の回数を抑制する。
- ii. 建築士事務所キャンペーン事業の助成中止。日事連の一斉キャンペーンを目的として、平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン事業の単位会への助成を当面中止する。
- iii. 人件費については、当面、退職する職員の補充は行わず、また、国家公務員に準じた減額措置を24年度に引き続き実施することで、削減を図る。
- iv. 支出については、重点的な事業に集中し、不要不急なものは削る等縮減に努め、過去の実績等を勘案して算定した。
- v. 「建築復興支援センター」の活動を日事連が継続して支援するため、一般会計で3,000万円支出する。なお、今年度の支出が最終となる予定である。
- vi. 日事連サービスに出資するため、一般会計に「指定保険代理店出資金支出」の科目を設置。

2会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,100万円、事業収入6,300万円等、合計2億4,500万円となっている。事業活動支出では、事業費支出2億5,700万円、管理費支出8,500万円、合計3億4,300万円、事業活動収支差額は9,800万円の支出超。投資活動収入では、特定資産取崩収入8,400万円、特定資産取得支出600万円、投資活動収支差額7,800万円、予備費支出300万円を予算化し、当期収支差額は2,300万円の支出超となるが、前期繰越収支差額は6,300万円となる予定なので次期繰越収支差額は3,900万円となる予定である。

この説明について上原理事から次の質問がなされ、回答された。

会員増強を目指しているが、会費収入は予算上では現在の構成員数の１％増の予算となっているので、意気込みが感じられない。例えば年間目標６．５％増の半分の５００事務所増の予算として、予備費をその見合いとして５００万円に増加する等の予算とすることは考えられないか。また、人件費が前年度予算より増加しているがその理由を知りたい。

一会費収入については、会長、総務・財務担当副会長、総務・財務委員長と協議して、過去の増加数の推移から判断して現実的な会費収入予算とすることにした。ただし、会員増強運動はこれまでどおり行っていくことに変わりはない。また、人件費の増加は、定年退職者２名の退職給付支出のために２５年度は人件費が増加する予算となっているが、退職給付支出額を差し引けば人件費は前年度より減少した予算となっている。なお、退職給付支出は同額の退職給付引当資産を取り崩して支出に当てる予算である。

議長より、以上の①及び②の議案の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認し、第６０回通常総会でそれぞれ第１号議案、第２号議案として提案することを決定した。

８）第６０回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、資料８によって次の通り説明がなされた。

平成２５年３月２８日（木） 会場：八重洲富士屋ホテル

１１：００～１２：３０ ３月常任理事会

１３：３０～１５：３０ 第１１８回建築士事務所協会
全国会長会議

１５：４０～１６：１０ 第６０回通常総会
(平成２５年度予算総会)

１６：２０～１７：００ 第４１回日事政研総会

なお、先に開催された常任理事会で３月２８日の全国会長会議での報告事項に関する当日の意見交換を双方向で行うことを目的として、報告事項に関連する資料を事前に単位会会長へ送付し、内容の理解を深めていただくこととした。

議長より、第６０回通常総会等の日程及び運営の承認につ

いて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

９）事務局長人事異動の承認の件

三栖会長より、定款第４１条第３項の規定によって事務局長は理事会の同意を得ることになっているため事務局長人事異動について資料９によって次の趣旨の概要説明がなされた。

事務局長恩田利昭（６０才、勤続３５年８ヶ月）は平成２５年３月３１日をもって退職する。総務課長前田敏明（４８才、勤続１９年８ヶ月）を平成２５年４月１日をもって事務局長に昇格し、総務課長を兼務させる。

議長より、事務局長人事異動の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

（４）報告事項

１）単位会会員に対する業務の適正な執行についての注意喚起の徹底等について

会長及び専務理事より、単位会会員に対する業務の適正な執行についての注意喚起の徹底等について資料１０によって次の趣旨の概要報告がなされた。

国土交通省では建築士法の規定に基づき、中央建築審査会の同意を得て、１級建築士の懲戒処分を行い、この処分を踏まえ、都道府県知事は建築士事務所の開設者に対して事務所の閉鎖等の監督処分を行っている。２級建築士等に対する懲戒処分は都道府県知事が同様の処分を行っている。構造計算書偽装事件に伴う関連法令の改正後は、１級建築士に対する懲戒処分の件数が急増し、平成２３年度に３０件、平成２４年度（途中段階）は６６件と増加している。処分事由も建築基準に適合しない違反設計だけでなく、工事監理不十分、建築士事務所の管理不適切（重要事項説明違反や書面交付違反、事務所の帳簿不作成、不保存、法定講習の未修了等）など多岐にわたっている。建築士の処分件数の増大は、建築士や建築士事務所に対する消費者の信頼を損ねるものである。本会では、建築設計監理業の確立と適正化、消費者の保護を図るため、（仮称）建築士事務所法の制定を提案し、その中で自律的監督体制の確立を要望している。このような状況の中で、

これまでの建築士の処分事例を今一度確認し、不適正事案の再発防止と必要なコンプライアンスの徹底等に会をあげて取り組む必要があると考え、処分事例等からみた建築士事務所として注意すべき事項と、単位会が取り組むべき対応をまとめ、単位会会員事務所に対する注意喚起等必要な対応を早急に取組み、会員事務所の業務の適正化の推進と消費者の信頼性確保に努める旨の注意喚起の徹底の依頼文書について緊急を要するため3月6日に単位会へ送付した。

2) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の概要報告がなされた。

建築基準制度について、具体的な制度の見直しのあり方を国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問。当面は以下の3項目の調査審議のため建築基準制度部会が設置された。

- ①木造関連基準等のあり方
- ②構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方
- ③建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方

・主な経過は、以下のとおり。

第1回建築基準制度部会の10月25日開催以後4回の部会が開催され、2月12日の部会では3つ目のテーマに関し、住宅・建築物の耐震化方策のあり方について（第1次報告）がとりまとめられた。今回のとりまとめは、耐震診断の義務化の拡大や義務化の対象となる建築物の耐震診断は建築士でかつ必要な講習を受講した者となること、耐震診断や耐震改修設計の業務報酬基準の検討等の他、地方公共団体に置かれる相談窓口に建築関係団体との連携が求められるなど、本会にも大きな関わりがあるので今後充分な留意が必要である。なお、この報告を基に耐震改修促進法の改正案が3月上旬には国会提出される予定である。第5回建築基準制度部会は3月18日が予定され、残る2つのテーマを中心に審議される予定である。いずれの建築基準制度部会の配布資料は国交省のHPに掲載されている。

3) (仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について

会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について資料12によって次の趣旨の概要報告がなされた。

新法制度「(仮称) 建築士事務所法」の昨年11月の理事会、全国会長会議の報告以後の取組状況については、12月10日に説明用DVDを作成して単位会へ送付した。2月25日に単位会の取組状況、意見、トラブル等の事例の収集を目的に単位会へアンケート調査を依頼した。他団体等への働きかけについては、昨年に引き続き2月25日に士会連合会との協議を行った。建築士会からは、建築士法の改正で考えるべきとの立場であり、日事連の提案について一部は理解しつつも士会の要望提案事項も示された。このことについては、今後具体的な内容の議論を進めることとし、JIAを含めて協議することとなった。1月9日に日弁連の委員会部会との意見交換を行った。3月8日は全建総連との意見交換を予定し、3月26日には三会勉強会（日事連、士会連、JIA）を予定している。今後さらに継続的に意見交換を行っていくこととしている。国会議員等との意見交換は、2月20日の午前中に自民党建築設計議員連盟の総会が3年半ぶりに開かれ、日事連からの建築士事務所法の要望を受け、今後勉強会が設けられる予定である。

これに関連して、上原理事から2月14日に士会連合会から単位士会へ(仮称) 建築士事務所法に対する士会連合会の基本的スタンスと建築士会の対応についてのお願い文書が送付されたが、この対応についてどうするかとの意見があった。この件については、今後理解を深めるためさらに協議を進めることが重要でJIAを含めて三会勉強会を行っていく予定としている。

4) 建築社会システム検討会のとりまとめについて

専務理事より、資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

平成23年9月UIA2011東京大会開催をきっかけに、建築五会（士会連、日事連、JIA、学会、日建連）

は「建築・まちづくり宣言」を共同宣言した。建築五会では、同宣言を具体化していくための情報・意見交換・共有を図り、建築法体系などを含む建築社会システム全般を議論することとし、特に建築基本法の議論に際し、建築界としても意見の共有を図りながら発信していくため「建築社会システム研究会」を平成24年2月からスタートさせた。メンバーは各団体から2～3名を出して検討を進めた。第1回会合は昨年の2月27日に開催され、以降7回の検討会が開催された。現在は「建築・まちづくり宣言の目指すところ」としてとりまとめる方向で調整している。

5) 建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に対する業務・技術委員会の意見について

泉谷業務・技術委員長より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案のパブリックコメントの募集が国土交通省から2月24日締切で示された。これに対して、業務・技術委員会として建築士免許証等の原本提示を求めることを建築基準法施行規則及び告示に規定することは、設計に携わった建築士、申請代理者等に著しい負担を強いることになり、告示に位置づけることを再考願う旨の意見を業務・技術委員長名で2月21日に国土交通省へ提出した。

6) 日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の事業報告及び収支報告について

大内50周年記念事業特別委員会副委員長及び事務局より、昨年10月5日に開催した日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施結果について、当日の行事内容等の関連行事及び式典・パーティ参加者841名、収支結果は29,003,343円となった旨の報告が資料15によってなされた。

7) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

事務局より、資料16によって次の趣旨の報告がなされた。平成24年12月14日に開催された登録制度運営委員会で、次の者に対し登録規程に基づき処分を行った。

①適合証明技術者荻尾徹及び当該適合証明技術者が所属するG設計事務所に対し、平成24年10月15日から業務停止1年間。

②適合証明技術者古井信夫及び当該適合証明技術者が所属するフルイー級建築士事務所に対し平成24年12月18日付で登録取消しと永年の再登録拒否。

8) 平成25年度主な会議日程（予定）について

日事連の平成25年度の主な会議日程（予定）について資料17によって事務局より報告がなされた。

9) 会員・構成員異動報告

平成24年11月末、12月末、平成25年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料18の通り。

平成24年11月30日現在 正会員46団体

構成員15,035事務所、賛助会員3社

平成24年12月31日現在 正会員46団体

構成員15,045事務所、賛助会員3社

平成25年1月31日現在 正会員46団体

構成員15,031事務所、賛助会員3社

<配付資料>

資料1：第37回建築士事務所全国大会（三重大会）実施要項（案）

資料2：管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費配分の見直しについて

資料3：一般社団法人移行に伴う定款施行細則及び諸規程の変更について（案）

資料3-1：定款施行細則新旧対照表

資料3-2：就業規程新旧対照表（案）等

資料4：平成24年度会費減免申請について

資料5：(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善について

資料6：平成27年度第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）開催日等について

資料7-1：第60回通常総会議案書（平成25年度予算総会）

資料7-2：平成25年度収支予算書説明書

資料8：第60回通常総会及び第118回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料9：事務局長人事異動（案）

資料10：単位会会員事務所に対する建築士事務所の業務の適正な執行についての周知等のお願い（依頼）

資料11：社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会の審議について

資料12：「（仮称）建築士事務所法」に関する取組状況

資料13：建築五会による「建築社会システム検討会」の検討状況

資料14：建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

資料15：日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会実施報告書

資料16：適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所に対する登録取消し等の処分について

資料17：日事連・平成25年度主な会議日程（予定）

資料18：会員・構成員異動報告書

参考：一般社団法人日本建築士事務所協会連合会定款

参考：平成25年度一般会計予算内訳書（案）

5月22日 財政検討特別委員会

23日 正副会長会
常任理事会

28日 業務報酬算定ソフト作成WG

31日 業務報酬基準WG

6月 3日 構造技術専門委員会

4日 日事政研役員会
通常理事会

7日 日事連建築賞選考委員会

11日 会誌編集専門委員会

13日 建賠保険等調査専門委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成25年

5月17日 全国大会運営特別委員会

20日 教育・情報委員会

21日 総務・財務委員会

22日 基本問題検討特別委員会